

環境大臣
原発事故の収束及び再発防止担当
内閣府特命担当大臣（原子力行政）
細野 豪志 様

原子力発電所の安全確保等に係る
要請書

石 川 県

県政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、原子力発電所の安全性に対する国民の信頼は著しく損なわれ、その安全性の確保が喫緊の課題となっております。

石川県におきましても、志賀原子力発電所が立地しており、不安を感じる県民は少なくありません。

北陸電力では、ストレステストの1次評価の結果を国に提出し、原子力安全・保安院において審査がなされているところであります。

原子力発電所の安全確保には万全を期す必要があり、つきましては、以下のとおり要請いたしますので、これらの事項について格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 原子力発電所の運転には安全確保が大前提であり、福島第一原子力発電所の教訓を踏まえた抜本的な安全対策を講ずること。
- 2 原子力安全規制については、未だ原子力規制庁が設置されておらず、早急に国として責任ある体制を整備すること。
- 3 原子力防災については、UPZ 30 kmが示されたが、見直しについては順次検討が行われており、まだ見直しの全体像が示されていない状況にある。地域防災計画の見直し、原子力防災訓練の実施など喫緊の課題が山積している状態であり、早急に防災指針、防災基本計画の見直しを進めること。
- 4 エネルギー政策の見直しにあたって、国の責任において具体的な青写真を示して国民的な議論を行い、合意を形成すること。
- 5 原子力発電所を再稼働する際は、ストレステストの1次評価を実施した上で、新たな基準にあてはめ安全性を判断し、地元の理解を求めるとしているが、いずれにしても、国民の視点に立って、しっかり判断を行うとともに、原子力発電所の安全性について国民や地元に必要な説明を行うなど、国としての責任ある対応をとること。

平成24年4月8日

石川県知事 谷本 正憲